

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	45	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく観光地形成促進地域において、法人税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 観光地形成促進地域において、上記の法人税の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>		
関係条文	<p>（ 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9、第68条の13 租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項 ）</p>		
減収見込額	[初年度] —（▲2）	[平年度] —（▲2）	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	45—1	

政策体系における政策目的の位置付け

中小企業・地域経済
地域産業

政策の
達成目標

○達成目標
令和3年度までに
・入域観光客数 1,200 万人
・観光収入 1.1 兆円
・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日
・観光客一人当たりの県内消費額 9 万 3 千円

○測定指標
令和3年度までに
・本制度を活用した設備投資（累計） 8 件
・本制度を活用した観光施設への来場者数（累計） 1,400,000 人

本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の来場者数（現時点で判明している実績）は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。（設定根拠については別紙参照）。

※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。

※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和4年3月31日までの1年間

同上の期間中の達成目標

○達成目標
令和3年度までに
・入域観光客数 1,200 万人
・観光収入 1.1 兆円
・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日
・観光客一人当たりの県内消費額 9 万 3 千円

○測定指標
令和3年度までに
・本制度を活用した設備投資（累計） 8 件
・本特例を活用した観光施設への来場者数（累計） 1,400,000 人

※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。

※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。

政策目標の
達成状況

項目	年度		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入域観光客数	958 万人	1,000 万人	947 万人
観光収入	6,979 億円	7,341 億円	7,047 億円
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.75 日	3.73 日	3.7 日
観光客一人当たりの県内消費額	72,853 円	73,374 円	74,425 円

※出典：平成 30 年版観光要覧、平成 30 年度観光統計実態調査、沖縄県資料

有効性	要望の措置の適用見込み	平年度で2件、30百万円の投資税額控除の適用が見込まれることから、平年度で2件、2百万円（投資税額控除30百万円×法人住民税の税率（7%））の法人住民税の適用が見込まれる。 ※件数は沖縄県が企業への聞き取り等により試算。適用額は別紙参照。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	<p>国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。</p> <p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約3.4億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1.2億円（平成29年度～令和3年度の減収額（投資税額控除））の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000人 ・県外客消費単価（娯楽・入場費7,178円） ・平均滞在日数 3.7日（令和元年度） →県外客消費額の押し上げ効果 3億3,950千円 <p><算出方法> 税制措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計1時間滞在するものと仮定して、1時間当たりの消費額を元に推計。 $7,178円 \div 3.7日 \div 8時間（一日当たりの観光時間を8時間と想定） \times 1,400,000人 = 339,500,000円$</p> <p>※県外客消費単価は「平成30年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。</p> <p>本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p>
ページ	45—3	

税負担軽減措置等の適用実績	＜過去5年間の適用実績＞										
	(単位: 件、百万円)										
	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	投資税額控除	0	0	0	0	1	2	2	15	1	44
法人住民税	-	0	-	0	-	0.3	-	2	-	6	
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<p>※投資税額控除(平成27年度～平成30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。令和元年度は沖縄県調べ。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>※法人住民税(平成27年度～平成30年度)の適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)、令和元年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。事業所税は沖縄県調べ。</p>											

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	＜過去3年間の適用実態調査結果＞			
	(単位: 件、百万円)			
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法人住民税	0	0.3	2	

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

沖縄県全域での観光関連施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。

前回要望時の達成目標

令和3年度までに

- ・入域観光客数 1,200万人
- ・観光収入 1.1兆円
- ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日
- ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	＜達成目標の達成度＞			
	項目	年度		
			平成30年度	令和元年度
	入域観光客数		1,000万人	947万人
	観光収入		7,341億円	7,047億円
	観光客一人当たりの平均滞在日数		3.73日	3.7日
	観光客一人当たりの県内消費額		73,374円	74,425円
	※出典: 平成30年版観光要覧、平成30年度観光統計実態調査、沖縄県資料			
	＜達成目標の測定指標の実現状況＞			
		平成30年度	令和元年度	
本制度を活用した設備投資	2件	1件		
上記の設備投資に伴う施設への来場者数	159,587人	727,379人		
※令和元年度は沖縄県調べ。				

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設 平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2 年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>45—5</p>